資料2

宮崎県地方協議会としての取組について

令和8年2月

宮崎県地方協議会事務局
九州運輸局　宮崎運輸支局
宮崎労働局
（一社）宮崎県トラック協会

宮崎県地方協議会の取組について

宮崎運輸支局　資料

物流改正法等の各種施策の周知

改正物流法に関する説明会

■令和7年4月1日から施行された物流改正法について、関係者の理解を深めるため周知を実施

■合計８回の説明会において、トラック運送事業者及び荷主企業を含め、２４０社以上を対象に物流改正法のポイントを解説





運送事業者・荷主企業等への訪問、情報収集

トラック・物流Gメン活動

1. プッシュ型情報収集

■事業者へのアンケート調査、来庁時の聞き取り調査、電話調査により291件実施（R8.1末現在）
■ナスバ宮崎支所の協力のもと、運行管理者一般講習時に運行管理者へのアンケートを実施
⇒具体的な情報を確認し、事業者訪問、荷主パトロールへ繋げている

2. 荷主パトロール

■トラックGメン調査員・宮崎県労働局・本局貨物課と連携し、荷主パトロールを実施
■過積載撲滅に向けた取組として、宮崎県（木材担当）も含めて荷主企業への啓発活動を実施

3. 運転手聞き取り調査

■トラックGメン調査員（トラック協会）と合同で、集中監視月間中に2回実施
⇒合計6名のドライバーから情報収集を実施

4. 活動実績 （R8.1末現在）

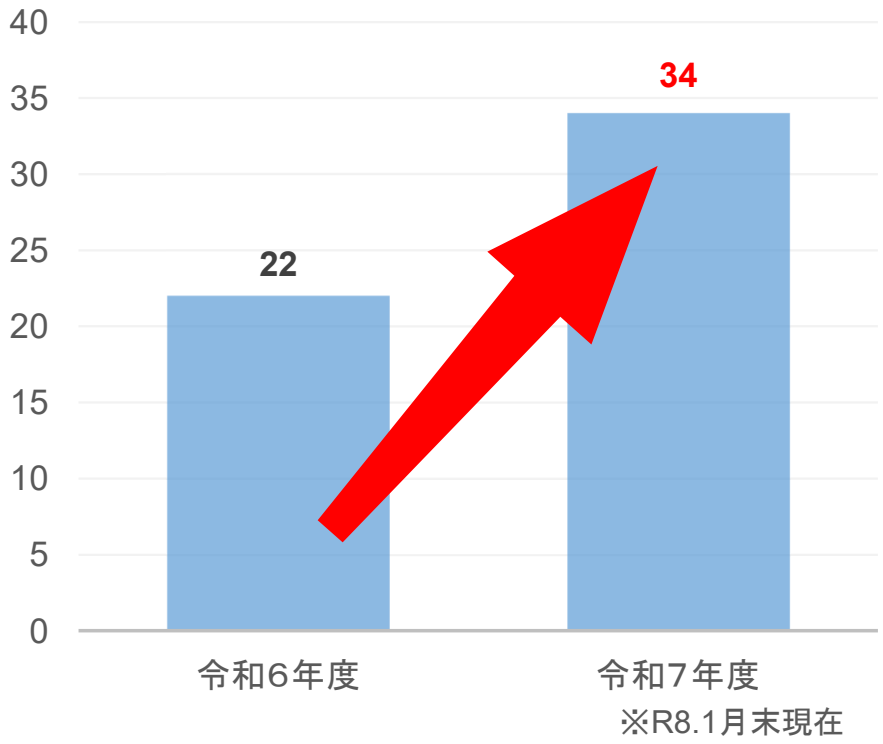
活動実績

●事業者訪問	16回（29社）	※うち、Gメン調査員合同　3回
●荷主パトロール	11回（34社）	※うち、Gメン調査員・労働局合同　5回
●運転手聞き取り調査	2回（　6人）	※うち、Gメン調査員合同　2回

「荷主パトロール」の実績

令和7年度は、荷主パトロールの取組を一層強化。34事業所（令和8年1月末時点）に対し、トラック・物流Gメンが訪問し、物流における諸問題の解決へ向けた、荷主への理解と協力を求める活動を実施しています。

荷主パトロール実施件数



※R8.1月末現在

荷主パトロール実施マップ



運送事業者・荷主企業等への訪問、情報収集

国土交通省
九州運輸局

トラック事業者への訪問調査





トラックドライバーへのヒアリング







荷主へのパトロール
(荷待ち状況の現地確認等)







運送事業者・荷主企業等への訪問、情報収集

国土交通省
九州運輸局

トラック協会広報誌（9月号）



トラック・物流Gメン(九州運輸局・宮崎運輸支局)と
Gメン調査員(宮崎県トラック協会)の共同活動について

国土交通省は全国に「トラック・物流Gメン」を配置し、各都道府県トラック協会が新たに設けた「Gメン調査員」と連携し、トラック事業者の働き方改革のため荷主対策を強化しており、トラック運送事業者から寄せられたトラック事業者の法令違反の原因となる荷主等の行為（違反原因行為）の情報を基に、荷主等への働きかけ等を行い取引適正化に取り組んでいる。

令和7年8月に九州運輸局・宮崎運輸支局・宮崎県トラック協会の「トラック・物流Gメン」及び「Gメン調査員」が共同で運送事業者を訪問し、長時間の荷待ち・契約にない附帯業務・無理な運送依頼などの違反原因行為の有無について聞き取り調査が行われた。また、荷主等パトロールを実施し、荷待ち状況の実態を聞き取り、違反原因行為の防止を呼びかけた。

現在、運送事業者は危機的な人手不足の状態ながら、労働時間の削減に努めなければならない厳しい状況にある。改善の為には行政機関の協力も必要不可欠なので、荷主等に起因する違反原因行為があった場合には、以下国土交通省ホームページ【悪質な荷主等に関するWeb通報窓口（目安箱）】や宮崎運輸支局、宮崎県トラック協会に通告することで、労働環境改善に繋がると期待されている。

宮崎県トラック協会ホームページ
http://www.mta.or.jp

【トラック事業者への訪問状況】　【荷主等パトロールの実施状況】

トラック協会広報誌（11月号）



「10月・11月はトラックGメン集中監視月間」
トラックGメン(九州運輸局・宮崎運輸支局)と
Gメン調査員(宮ト協)の共同調査を実施

【荷主パトロール】
令和7年10月に宮崎運輸支局3名、宮崎県トラック協会1名が3件の荷主事業者に対し「荷主へのトラックGメン周知活動」を実施した。今回訪問した荷主事業者の1つでは、ドライバーの労働時間に配慮した輸送依頼を行っていたが、「トラックGメン活動に対してはあまり知らなかった」と話していた。今回の訪問をきっかけに2024年問題からのドライバー不足により無理な輸送依頼はドライバー不足に繋がり、更には「運送会社が輸送自体困難になる」経緯を伝え、今後も「継続可能な輸送環境づくり」に協力してもらえるようお願いした。

荷主訪問風景　物流担当者への周知と聞き取り

【ドライバーへの聞き取り】
また、同10月には某所にて「トラックドライバーへの聞き取り調査」を実施。トラック駐車スペースのある場所で休憩中のドライバーに対し、現場で「荷主による違反原因行為」がないか聞き取り調査を行った。ドライバーからは「以前に比べて労働環境は改善されてきている」「荷待ち時間が2時間に及ぶような荷積みがある」など様々な情報を聞く事ができた。これらの情報は厳重に守秘義務を守りつつ、荷主へのはたらきかけや、労働環境の改善に活かせるように活動していく。

車中からの聞き取り　休憩中のドライバーへの聞き取り

トラック協会広報誌（12月号）



「10月・11月はトラックGメン集中監視月間」

～トラックGメン(宮崎運輸支局)とGメン調査員(宮ト協)で合同パトロールを実施～

令和7年11月に、宮崎運輸支局2名と宮崎県トラック協会1名は、前月からの集中監視月間に引き続き、合同で荷主パトロール及びドライバーへの聞き取り等を行った。

【荷主パトロール】
今回、訪問した荷主事業者では、トラックGメンの活動内容や物流関連2法の改正等の説明を行い、その後、2024年問題に係る取り組みへの聞き取りを行った。
当該荷主は、全国規模の冷蔵倉庫の事業者であり、トラックの受付システムを以前より導入していて、積み込み時間等の作業時間を把握し、ドライバーの労働時間に配慮した輸送依頼を心掛けている事業者であった。
倉庫のバースの収容能力により駐車できる車両数が限られ、構内付近における荷待ち時間も発生することが懸案事項であり、今後、全国規模で随時、着時間の予約システム導入なども検討していきたいとも話しており、業界の抱える労働時間規制や人手不足などにも理解と関心を示していて、トラックGメンへの積極的な質問などもあり、有意義な意見交換がなされた。

【ドライバーへの聞き取り】
同日には、トラック駐車スペースのある場所で、休憩中のドライバーに対し、現場での「荷主による違反原因行為」等についての聞き取りを行った。
特に荷主による違反原因行為は無いとのことであったが、ドライバーの意見として、賃金が低い状態で、労働時間規制を進めていけば、ダブルワークなどを考える人も出てきて、結局、過労状態は変わらないのではとの意見もあった。

休憩中のドライバーへの聞き取り　車中からの聞き取り

トラックGメン活動の見える化を図ることで、幅広い関係者からの情報収集を実施

本局貨物課、トラック協会、宮崎県労働局など関係機関との連携を一層強化することで、荷主の違反原因行為の情報収集に努めている。

今後は木材輸送の過積載撲滅に向けて、宮崎県の木材担当部署も含めたGメン活動を実施する予定。

11/11　運転手聞き取り調査



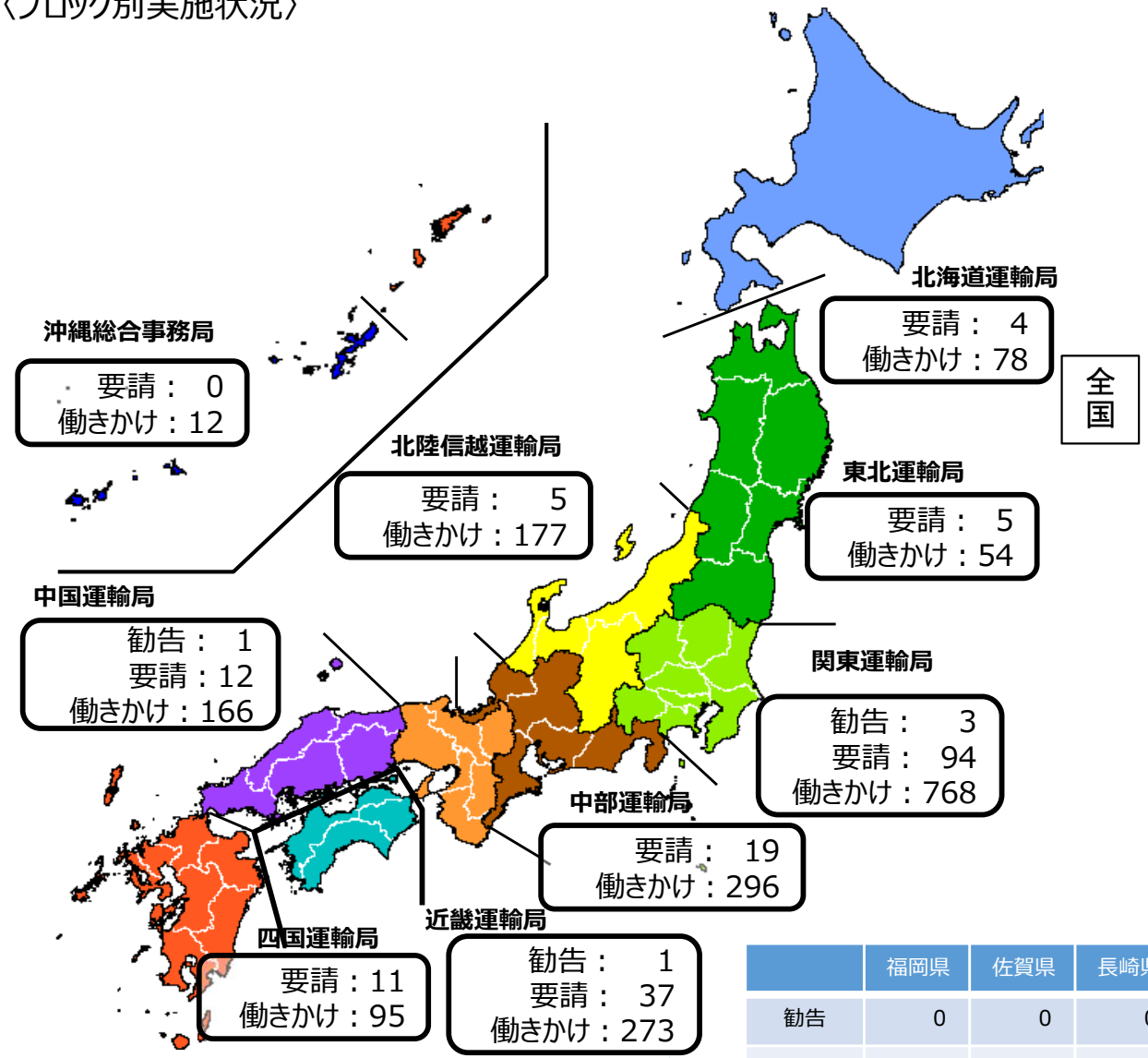
11/27　事業者訪問



ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数（令和7年11月末時点）

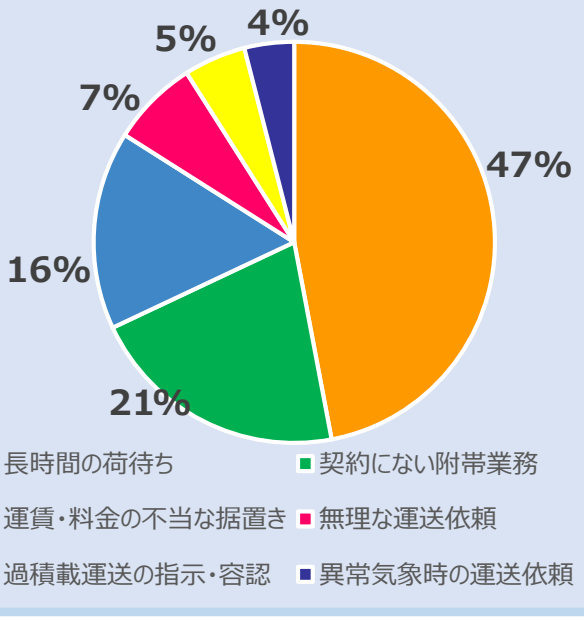
国土交通省 九州運輸局

〈ブロック別実施状況〉



対応内容	荷主・元請数	内訳
勧告	5	荷主2・元請1・その他1
要請	195	荷主100・元請82・その他6
働きかけ	2,194	荷主1,295・元請473・その他64

働きかけ・要請・勧告
実施件数の違反原因行為内訳



R7年12月
働きかけ15件実施
⇒275＋15＝290件

R7.12月末

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	他	合計
勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要請	6	1	0	1	0	0	0	0	8
働きかけ	１１４	３４	6	３２	１２	１１	３８	４３	２９０
合計	１２０	３５	6	３３	１２	１１	３８	４３	２９８

宮崎県地方協議会の取組について

宮崎労働局　資料

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省（宮崎労働局）の取組

令和８年度　トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

1　自動車運転者に係る労働時間等に関する状況

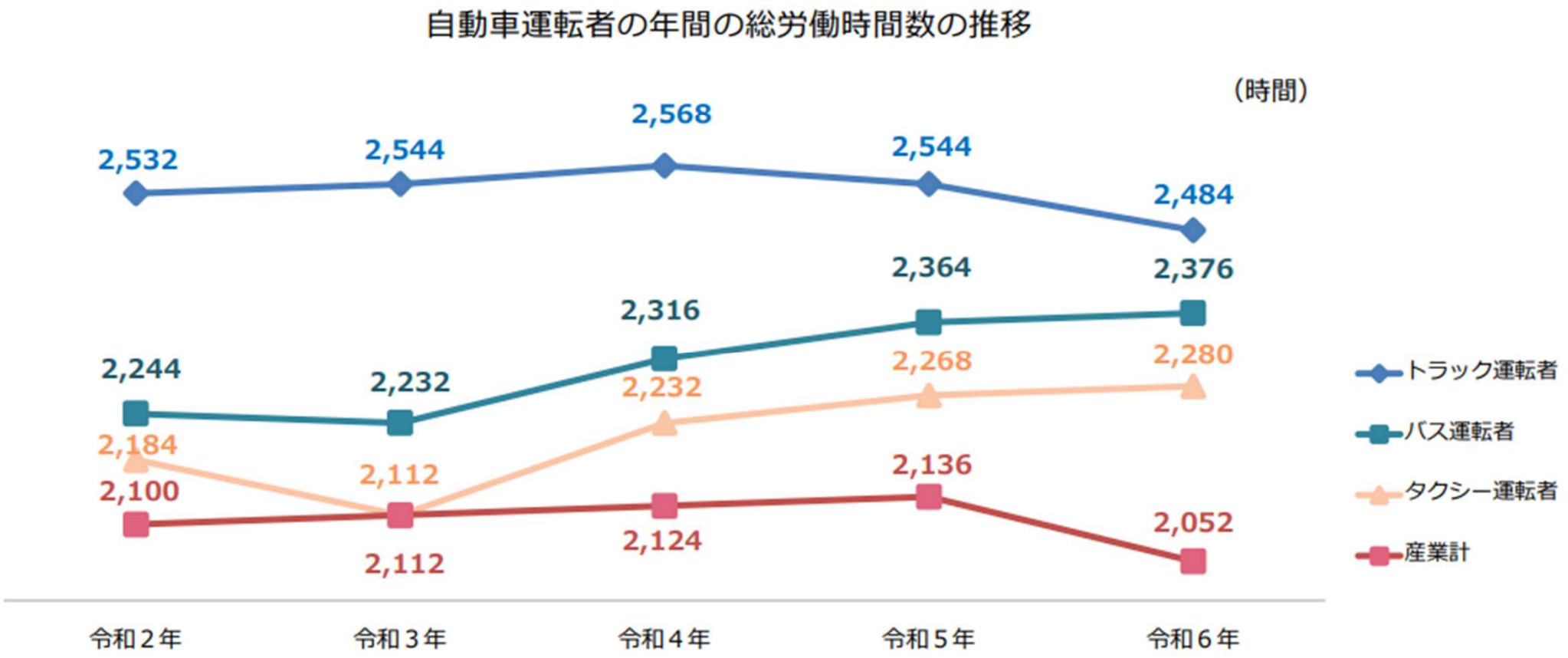
2　取引慣行の改善に向けた厚生労働省の取組

宮崎労働局　　監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和６年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は432時間、バス運転者は324時間、タクシー運転者は228時間多く、長時間労働の実態にある。



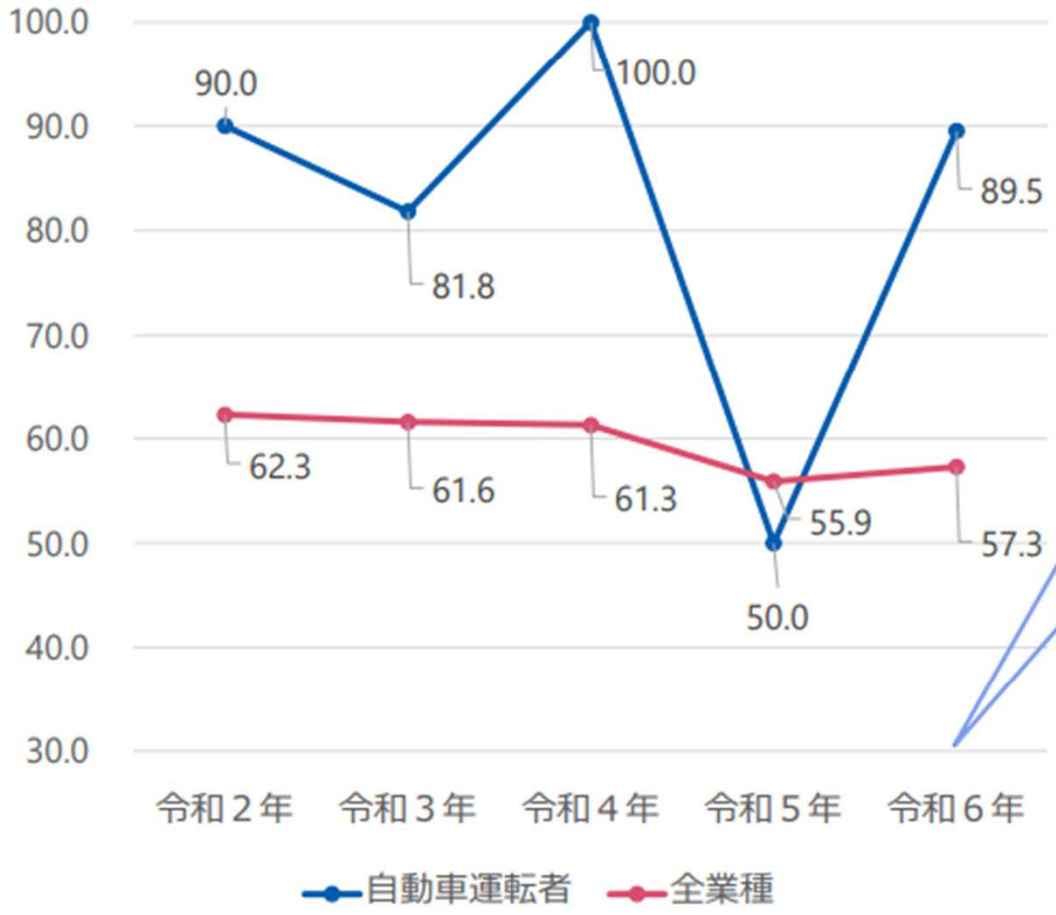
（※）トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したもの。

出典 ：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

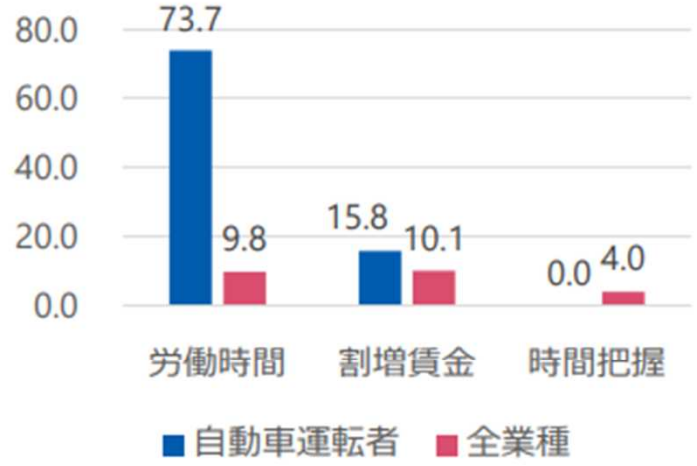
自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導等の状況①（宮崎労働局）

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率は全業種と比べて高い状況にある。
- 令和６年に監督指導を行った19事業場のうち、89.5%に当たる17事業場において、労働基準関係法令違反が認められた（全業種57.3%）。

労働基準関係法令違反率の推移



主な労働基準関係法令違反の内容（令和６年）



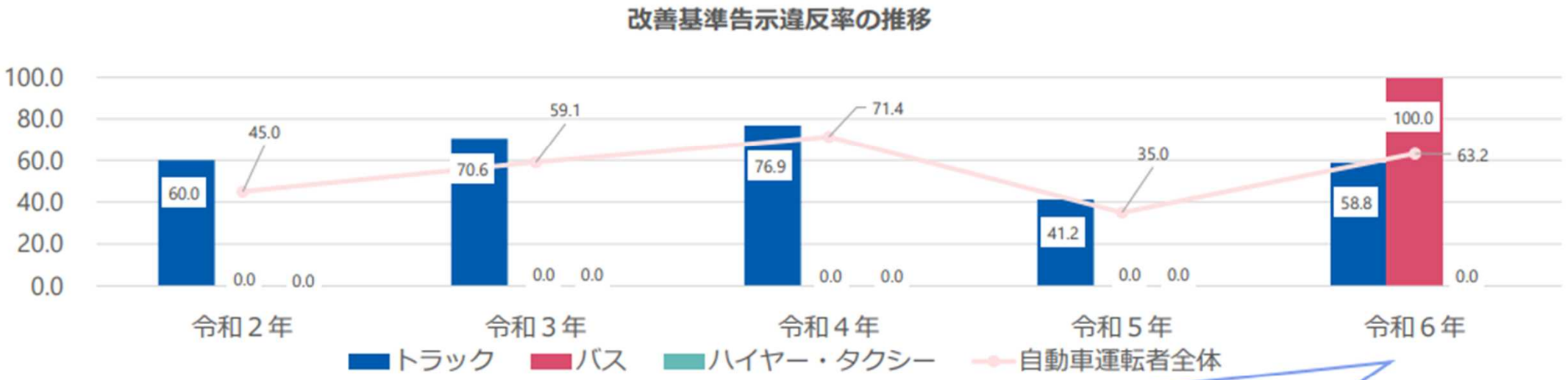
労働基準関係法令違反事業場数（違反率）（令和６年）

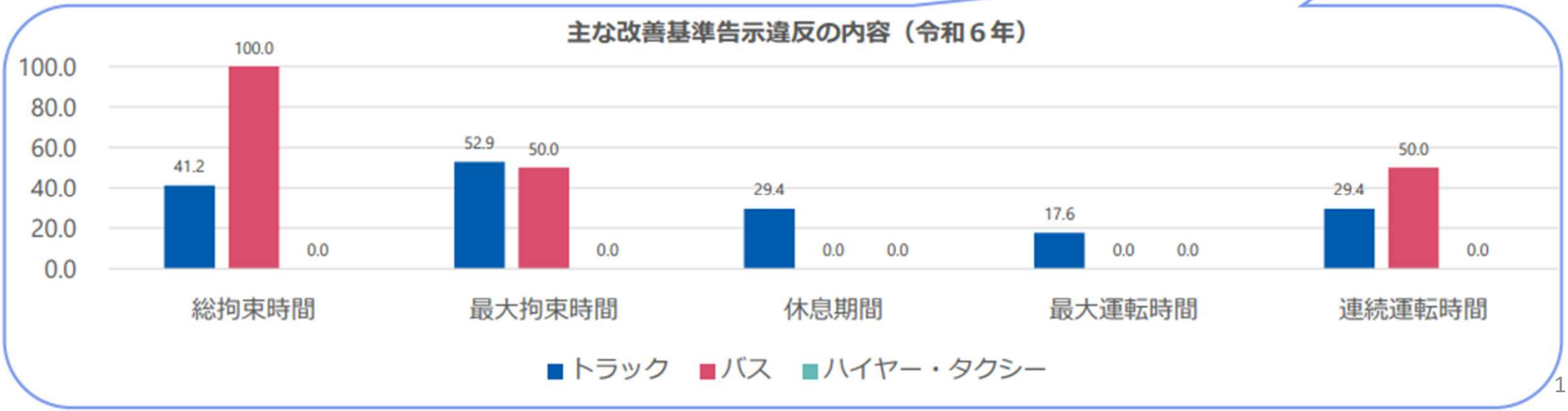
- トラック　：　15（ 88.2%）
- バス　：　2（100.0%）
- ハイヤー、タクシー：　0（ 0.0%）

自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導等の状況②（宮崎労働局）

・　令和６年に監督指導を行った19事業場のうち、63.2%に当たる12事業場において、改善基準告示（※）違反が認められた。

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）





トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

・厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Ｇメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

- **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**

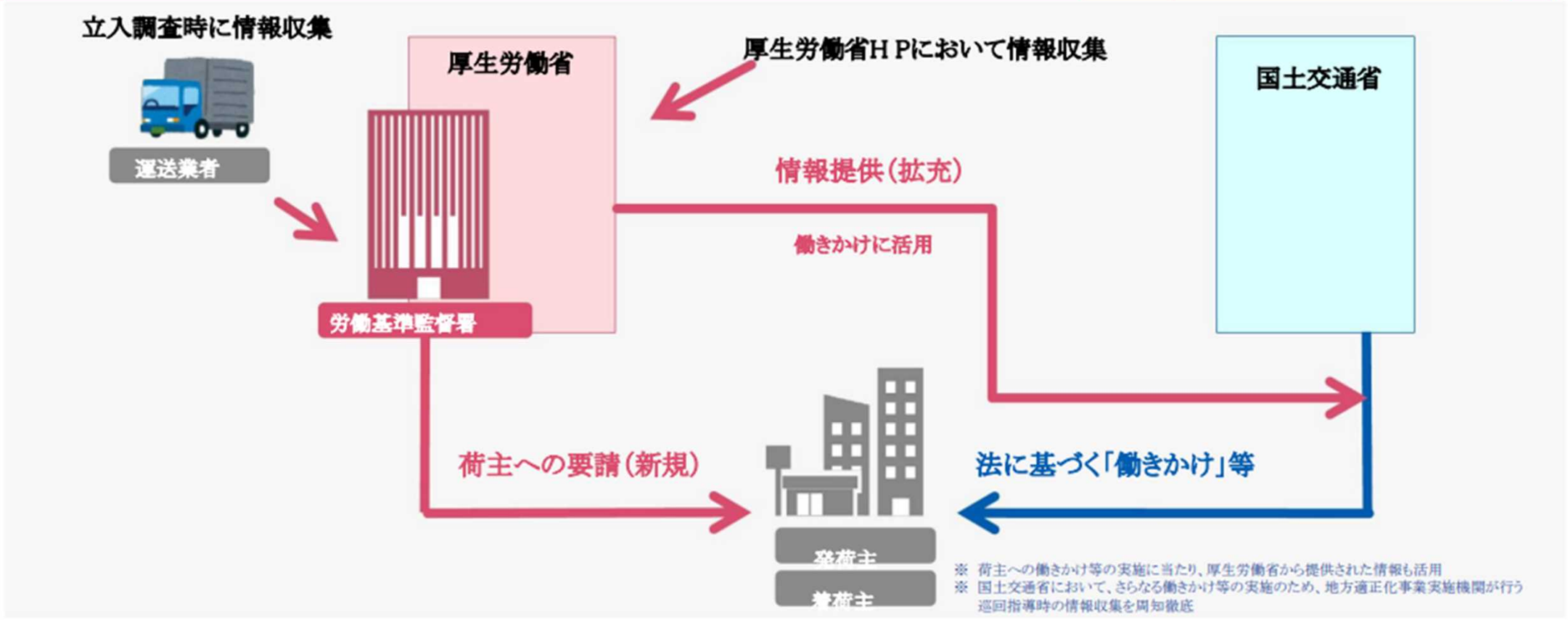
 （要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。

 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

- 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用

 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

全国	
	令和4年12月～令和7年6月
	22，417
宮崎	
	令和4年12月～令和7年6月
	224

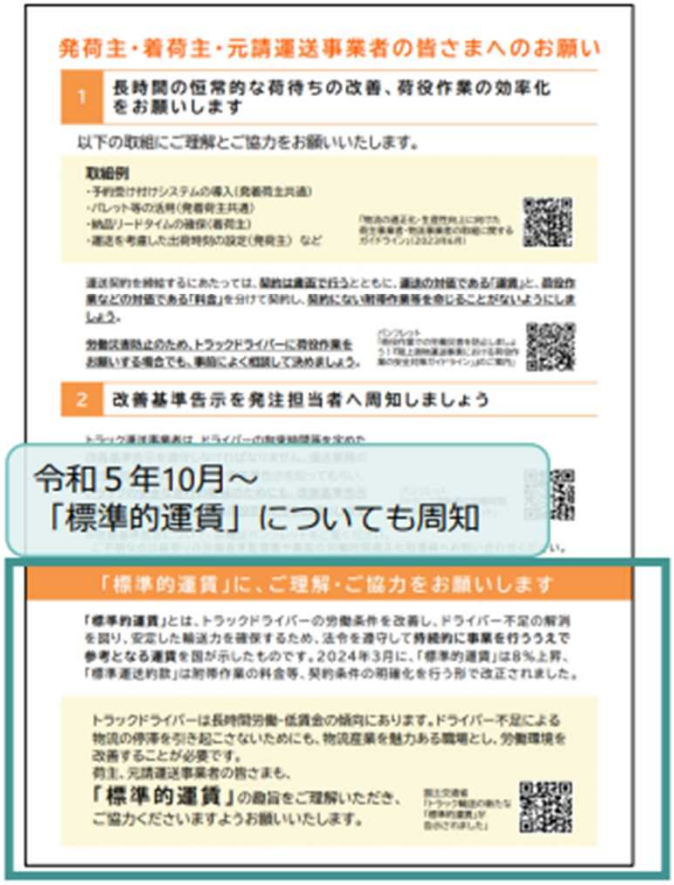


労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和６年３月22日に改正された「標準的運賃」 及び 「標準運送約款」 が告示され、「標準的運賃」は８％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和６年５月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット　「ＳＴＯＰ！　長時間の荷待ち」





令和５年10月～
「標準的運賃」についても周知



令和６年９月～
「改正物流法」についても周知

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



「物流情報局」の掲載内容

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックＧメン　など

関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令　など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

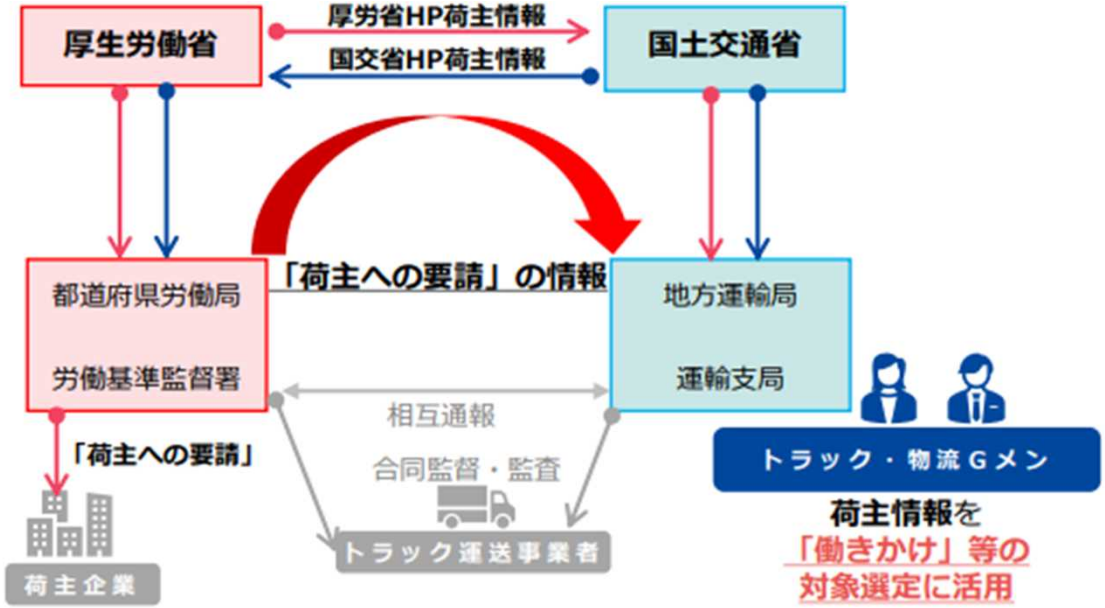
- 働き方改革推進支援センター　など

▲ポータルサイト　▲物流情報局（荷主向け）　▲物流情報局（事業者向け）

「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

①荷主情報提供の運用

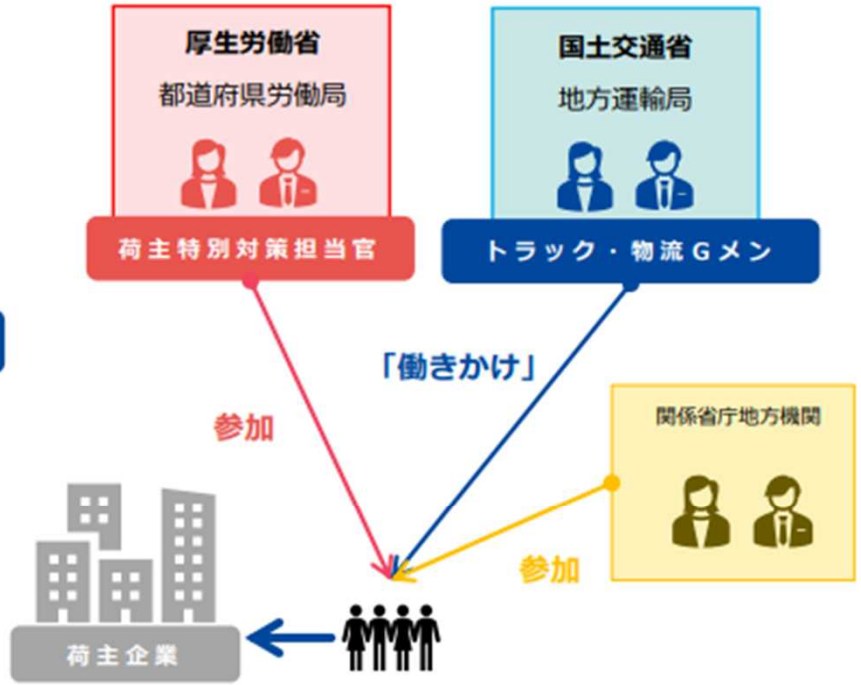
- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、**「荷主への要請」を実施した荷主の情報**を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



②トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン＋関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



③「標準的な運賃」の周知

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

国民向け周知広報について （令和５年６月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和６年４月１日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和５年６月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和７年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）



取引企業・国民向け広報内容
（ＰＲイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
（例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など）



PRイベント（令和７年８月４日開催）

主な広報実施事項

・全国主要駅にポスターを掲載
・電車内ビジョンで広告を放映
・取引関係者による取組事例集の作成
※令和７年９月末まで事例を募集し、
事例集の公表は令和８年２月末頃を予定

宮崎県地方協議会の取組について

（一社）宮崎県トラック協会　資料

第17回　トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

トラック協会の取組について

令和8年2月

未来を走る。
一般社団法人 宮崎県トラック協会

「改正物流法に関する説明会」の実施

○「改正物流法に関する説明会」の開催（本部）
→令和7年4月施行の新物効法、改正貨物自動車運送事業法の概要について、会員事業者を対象に説明会を開催（R7.4.18）
場所：宮崎県トラック協会　総合研修会館
リモート、対面方式にて開催
参加：県内会員事業所　87名



○「改正物流法に関する説明会」の開催（支部）
→令和7年4月施行の新物効法、改正貨物自動車運送事業法の概要について、県内2支部の会員事業者を対象に説明会を開催
日時：2025.6.25（県北支部）
場所：日向市中央公民館
対面方式にて開催
参加：県内会員事業所　34名
日時：2025.7.2（都城支部）
場所：都城貨物事業協同組合
対面方式にて開催
参加：県内会員事業所　33名





2024年問題対策セミナー

○「物流の2024年問題」解決講演会

いわゆる「2024年問題」について、引き続きトラックドライバーの労働環境の改善を図り、持続可能な物流体制を構築していくために、関係者が一堂に会し講演会を開催。（R7.11.14）

主催：（一社）宮崎県トラック協会
後援：宮崎県
場所：宮崎県トラック協会　総合研修会館
演題：荷主と運送業者がともに築く持続可能な物流
講師：首藤若菜（立教大学経済学部教授）
参加：運送事業者　53名　関係機関、団体28名







労働時間等説明会

○労働時間法制度説明会
→中央北･中央南支部（R7.12.9）
〃　　（R7.12.15）

○労務管理･労働災害防止講習会
→県北支部（R7.11.26）

○トップクラス安全衛生セミナー
→都城支部（R7.2.19予定）





県北支部講習会

三部会（壮年部、青年部、女性部会）合同研修会の開催

○「自動点呼・ＩＴ点呼・遠隔点呼」に関する説明会を県ト協三部会合同で開催

運行管理者の労働時間改善を図り、より効率的な乗務員管理と安全体制の徹底を図る為、
現行の法制度の概要や実務運用上での
留意事項などについて、宮崎運輸支局より
講師を招聘し研修会を開催。(８月２９日)

場所：宮崎県トラック協会　総合研修会館
参加：30名



三部会合同研修会



宮崎運輸支局花田専門官

運賃交渉＆人材確保セミナー

○ **新運賃交渉、人材確保セミナーの開催**

外部講師を招聘し、トラック協会会員事業所に対し、トラック運送業界の課題である運賃交渉と人材確保のポイントについてセミナーを開催（R7.10.24）



場所：宮崎県トラック協会　総合研修会館

講師：三井住友海上火災保険㈱
　　冨永剛生　氏

トラック・物流Gメンとの共同活動（Gメン調査員）

○**物流GメンとGメン調査員との共同活動**

「トラック・物流Gメン（九州運輸局・宮崎運輸支局）と、
県トラック協会が設けた「Gメン調査員」が連携し、
荷待ち、付帯業務、無理な運送依頼などの実態を聞き取り、
違反原因行為の防止を呼びかけた。（R7．８月）



運送事業者への聞き取り

「トラックＧメン集中監視月間」(10月～11月)に
荷主パトロール、ドライバーへの聞き取り」を実施し、
荷主への働きかけや、労働環境改善に向け活動を実施した。



休憩中のドライバーへの聞き取り

「物流の２０２４年問題に係る緊急対応ネットワーク会議」

○「物流の２０２４年問題に係る緊急対応ネットワーク会議」

会員事業者が2024年問題等への対応において抱える経営改善、運賃交渉、人材育成、事業承継等の問題解決を図るため、県内の経営改善支援機関や民間の金融機関などの協力・支援を受けて「物流の2024年問題に係る緊急対応ネットワーク会議」を開催（R7.7.8）

場所：宮崎県トラック協会

《構成機関》

・宮崎県事業継承・引き継ぎ支援センター
・（一社）宮崎県中小企業診断士協会
・G.S.ブレインズコンサルティング㈱
・宮崎県よろず支援拠点
・㈱商工組合中央金庫宮崎支店





「標準的な運賃」に係る荷主への要請活動

○ **「標準的な運賃」に係る荷主への要請活動**

→九州トラック協会で作成したトラック業界の現状や標準的な運賃の告示内容を網羅したパンフレット（2025年度版）1,500部を作成し、会員事業所や荷主等へ配布し、適正運賃収受を推進した。



